

一般社団法人神奈川大学宮陵会地域組織の設置等に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川大学宮陵会（以下「本会」という。）が認める地域組織の設置等について必要な事項を定めることにより、本会の目的を達成するための会員相互の親睦及び連携強化を図ることを目的とする。

(地域組織の種類)

第2条 この規程において「地域組織」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 都道府県単位に設置する地域組織

ア 地域により1の都道府県に2以上の組織を設置することができる。

イ 東京都及び神奈川県については、特別区、区市町村単位又は2単位以上が連合して地域組織を設置することができる。

ウ より活動を密にするために、地区会を設置することができる。

(2) 海外の都市単位に設置する地域組織

(3) 同一の職域又は職能に設置する組織

(4) 同一の卒業年度若しくはゼミナール・研究室又は課外活動団体単位に設置する組織

(地域組織の名称)

第3条 地域組織の名称に「一般社団法人神奈川大学宮陵会」の文言を使用することはできない。

2 地域組織が特に必要と認めた場合は、名称の一部に「宮陵会」の文言を使用しないことができるものとする。

(地域組織設置・解散の承認)

第4条 第2条に掲げる新たな地域組織を設置しようとする場合は、設置趣意書、会則、役員及び会員予定者名簿を添えて会長に申請し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認が得られたときは、本会の会旗を贈与する。

3 第2条に掲げる地域組織を解散しようとする場合は、解散の理由等を記載した書類を添えて会長に申請し、理事会の承認を得なければならない。

4 前項の承認が得られたときは、本会の会旗を返納しなければならない。

(地域組織の活動)

第5条 地域組織は毎年総会を開催し、事業報告及び会計報告を行い、会員の承認を得なければならない。

(報告事項)

第6条 地域組織は、次の事項を本会会長にその都度報告しなければならない。

(1) 開催した総会、ブロック会の報告

(2) 毎年度の事業報告、会計報告

(3) 会則の変更

(4) 役員の変更

(5) その他運営に係る重要事項

(設置承認の取消)

第7条 会長は、地域組織が第5条に掲げる活動を怠り、又は前条の報告を行わなかったとき、理事会の決議を受け、第4条の承認を取り消すことができるものとする。

2 前項に掲げる地域組織の取消しについて必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。